

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果（四万十町旧都築邸）

1. 対象施設等

名 称：四万十町旧都築邸

所 在 地：高岡郡四万十町茂串町200番1

指定予定期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日（3年間）

2. 申請団体数：2団体

3. 審査

(1) 審査委員会開催日

プレゼンテーション及び選定委員会：平成29年10月20日（金）

選定委員会：平成29年11月 1日（水）

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類に基づいてプレゼンテーションを実施し、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定による選定基準に基づき9名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点：581点（900点満点）

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条	採点 (満点)	A団体	B団体
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	270	177	163
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	180	124	111
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	180	112	108
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	180	111	111
その他町長等が別に定める事項	90	57	55
合 計	900	581	548